

社会福祉法人バルツァ事業会  
一般事業主行動計画  
(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法)

従業員が仕事と子育てを両立されることができ、全従業員がその能力を十分に発揮でき、また、女性従業員が職業生活において女性従業員の個性と能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うこと目標とし、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間

令和2年4月1日から令和8年3月31日までの6年間

2、目 標

行動計画実施にあたり下記の目標を掲げる

期間：毎年4月1日から翌年3月31日まで

- ① 施設毎に、管理職に占める女性割合を20%以上とする。
- ② 施設毎に、有休取得率60%を目指す。

3、対 策

女性社員が自身のキャリア形成に対する意識を醸成するための研修受講や上司からの働きかけを行う。

女子トイレ等の改修をはかる。

残業時間と有休の取得率について年3回集計し、残業時間削減及び有給取得の啓発を行う。

4、周知方法

<労働者> 事業所内の見やすい場所への掲示

<外部> ホームページへの掲載